

鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領の改正（案）

【提案内容】

鳥取県地域年金事業運営調整会議の開催時期を、9月及び2月の年2回から、7月の年1回とし、鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領の一部を（別添1）のとおり改正いたしたい。

【提案理由】

鳥取県地域年金事業運営調整会議は、「鳥取県地域年金事業運営調整会議設置要綱」（別添2）及び「鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領」（別添3）に基づき開催されているところです。

この開催時期については、「鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領」により「9月と2月の年2回」開催することとされ、9月及び2月の各協議事項としては、9月に前年度の実績報告（中間報告含む）、2月に次年度事業計画の提案と協議を議題としております。

設置要綱第1条で「国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付ける」を当会議の開催目的としていますが、年度末の国民年金保険料納付実績については、毎年6月末に公表されることから、これまでの9月開催では前年度の実績報告が相当遅れていた状況が続いておりました。

また、次年度の機構運営交付金の予算が年度末に決められ、3月に厚生労働省から本部事業計画の承認を受けることから、2月に当県の次年度の事業方針を組み立てることが難しいところとなっています。

このことから、年度の早い時期に事業実績を報告のうえ、当年度における機構の事業方針を踏まえた計画の練り直しによるご意見を頂戴する会議開催をお願いしたいと考えます。

なお、制度改正事項等については、広報紙や郵送にて周知を行うほか、各委員の皆様とは必要の都度連絡を取らせていただきながら事業を円滑に運営いたします。

一方、全国の運営調整会議の開催状況を確認したところ、3分の2以上の運営調整会議で年1回の開催とされておりました。

以上のことから、会議の開催を年2回から年1回に変更することによって、事業運営上で大きな問題はないものと考えます。

(別添1)

令和3年 月 日改正・施行

鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領の改正(案)について

鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領の一部を次のとおり改正する。

【新旧対象表】(案)

新			旧		
<p>2. 開催</p> <p>調整会議は、原則、<u>7月の年1回とし</u>、委員長が参集を求め開催する。</p> <p>ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。</p> <p><協議事項の例></p>			<p>2. 開催</p> <p>調整会議は、原則、<u>9月と2月の年2回とし</u>、委員長が参集を求め開催する。</p> <p>ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。</p> <p><協議事項の例></p>		
開催時期	事業運営事項	地域年金展開事業項目	開催時期	事業運営事項	地域年金展開事業項目
<u>7月</u>	<ul style="list-style-type: none"> 前年度事業実績状況 当該年度事業方針および事業計画 当該年度事業実績(中間) <u>・制度改正など</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携事業の取組状況 地域セミナー事業の取組状況 地域相談事業の取組状況 年金委員活動支援事業の取組状況 年金委員委嘱拡大の取組状況 ねんきん月間にかかる取組状況 地域年金推進員事業の取組状況 年金事務所お客様サービスモニター会議に基づくサービス改善の取組状況 	<u>9月</u>	<ul style="list-style-type: none"> 前年度事業実績状況 当該年度事業方針および事業計画 当該年度事業実績(中間) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携事業の取組状況 地域セミナー事業の取組状況 地域相談事業の取組状況 年金委員活動支援事業の取組状況 年金委員委嘱拡大の取組状況 ねんきん月間にかかる取組状況 地域年金推進員事業の取組状況 年金事務所お客様サービスモニター会議に基づくサービス改善の取組状況
			<u>2月</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・当該年度事業実績</u> <u>・次年度事業方針</u> <u>および事業計画(案)</u> <u>・制度改正など</u> 	

(別添 2)

鳥取県地域年金事業運営調整会議設置要綱

平成 24 年 12 月 20 日 制定・施行
平成 26 年 8 月 27 日 改正・施行
平成 28 年 8 月 23 日 改正・施行
平成 29 年 8 月 21 日 改正・施行
平成 31 年 2 月 18 日 改正・施行

(目的・設置)

第 1 条

国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、鳥取年金事務所に鳥取県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 調整会議は次の事項を所管する。

- (1) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第 3 条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、鳥取年金事務所長（以下、「代表年金事務所長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、期間は翌年度の 3 月 31 日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第7条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を鳥取年金事務所総務調整課に置く。

2 日本年金機構中国地域部代表年金事務所 広島東年金事務所地域調整課は事務局を補佐する。

(その他)

第9条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、代表年金事務所長が定める。

附則

1 この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、代表年金事務所長が参集を求めて開催する。

(令和3年9月1日現在)

鳥取県地域年金事業運営調整会議委員名簿

井上 昌之 (株式会社 新日本海新聞社 編集制作局編集部部长)

荻原 悟 (鳥取県年金受給者協会 副会長)

衣川 伸一 (鳥取県社会保険委員会連合会 会長)

藏増 祐子 (鳥取市福祉部 保険年金課長)

黒阪 慎也 (厚生労働省 鳥取労働局 職業安定課長)

酒井 信彦 (鳥取県教育委員会事務局 高等学校課長)

(委員長)

竹川 俊夫 (鳥取大学地域学部 准教授)

津田 博史 (全国国民年金基金 鳥取支部 支部長)

中山 孝裕 (厚生労働省 中国四国厚生局 年金管理課長)

長谷川 誠 (鳥取県社会保険労務士会 副会長)

林 浩志 (鳥取県商工会議所連合会 事務局長)

前田 恵 (社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 事務局長)

松田 雅彦 (一般財団法人 鳥取県社会保険協会 常務理事)

山岡 直生 (全国健康保険協会鳥取支部 企画総務部長)

(敬称略・五十音順)

鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領

1. 協議（審議）事項

(1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

事業計画・推進状況等を公開し、地域年金展開事業に対する理解を深めていただく。

- ・ 公的年金制度の動向などを紹介するとともに、その中で日本年金機構の位置付け及び担うべき役割の説明。
- ・ 各年金事務所の事業計画の報告。
- ・ 各年金事務所の事業実績及び具体的な取組等の報告

(2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言

年金事務所の利用者及び関係者の意見・助言・ニーズを受け止め、事業推進の改善に反映させる。

- ・ 地域年金展開事業の内容を充実させるための意見・助言
- ・ 地域年金展開事業の効果的かつ効率的な進め方についての意見・助言
- ・ 新たに実施が望まれる事業についての意見・助言

(3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ・ 地域年金展開事業推進に際して、関係者による連携・支援・協力の在り方の検討及び調整
- ・ 年金事務所のサービスに係る意見・助言
- ・ その他必要と認められる事項の意見交換

2. 開催

調整会議は、原則、9月と2月の年2回とし、委員長が参集を求め開催する。

ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

<協議事項の例>

開催時期	事業運営事項	地域年金展開事業項目
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度事業実績状況 ・ 当該年度事業方針および事業計画 ・ 当該年度事業実績(中間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携事業の取組状況 ・ 地域セミナー事業の取組状況 ・ 地域相談事業の取組状況 ・ 年金委員活動支援事業の取組状況
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度事業実績 ・ 次年度事業方針および事業計画(案) ・ 制度改正など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金委員委嘱拡大の取組状況 ・ ねんきん月間にかかる取組状況 ・ 地域年金推進員事業の取組状況 ・ 年金事務所お客様サービスモニター会議に基づくサービス改善の取組状況

3. 委員

鳥取年金事務所長（以下、「代表年金事務所長」という。）は、関係機関(団体)に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定する。

4. 委嘱・解嘱

(1) 委嘱

上記3において推薦または承諾を得られた場合は、推薦書または承諾書を提出いただき、代表年金事務所長名の委嘱状を交付する。

(2) 解嘱

任期の途中で委員を交代する場合は、辞退届を提出いただき、代表年金事務所長名の解嘱状を交付する。

5. 日本年金機構の会議出席者

日本年金機構の出席者は、調整会議の事務局として出席する。

《年金事務所》

- ・ 代表年金事務所長、副所長（地域年金展開事業担当）
- ・ 県内年金事務所長又は副所長
- ・ 代表年金事務所長が必要と認める日本年金機構職員

6. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

7. その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。